

福津市広報紙有料広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、福津市広報紙(以下「広報」という。)への有料広告(以下「広告」という。)掲載に関し、福津市広告掲載要綱(平成20年3月3日告示第18号。以下、「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)広告主 広告を掲載する企業、団体及び個人

(2)代理店 広告の制作指示を請け負う広告代理店

(広告掲載基準)

第3条 広告が、要綱第3条及び別表第1に該当する場合は、掲載しない。

2 同一の広告主による広告は、同一掲載期間中に重複して掲載しない。

(広告の規格、掲載料等)

第4条 広告の規格、掲載料等は、別表第2のとおりとする。

2 掲載の申し込みのあった広告のそれぞれの掲載位置は、別表第2に定められている広告掲載位置の中で、市長が決定する。

3 この条に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と広報に広告の掲載をしようとする広告主又は代理店(以下「申込者」という。)が協議の上、決定するものとする。

(広告の募集)

第5条 広告は、次の各号のいずれかの方法により募集する。

(1)代理店を通して広告主を募集する方法

(2)広告主を広報、市公式ホームページ、事業所への情報提供等によって公募により直接募集する方法

(広告掲載の申し込み)

第6条 広報に広告の掲載をしようとする広告主は、直接申し込む場合は広報広告掲載申込書(様式第1号-1)、代理店を通して申し込む場合は代理店用広報広告掲載申込書(様式第1号-2)にそれぞれ広告の掲載案を添付して、原則、広報発行日の2月前までに市長に提出しなければならない。

2 申込者が、複数号の広報に広告の掲載をしようとする場合は、同一年度内において初回の掲載から最長1年間(12号分)の申し込みをすることができる。

3 申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の申し込みをすることができない。

(1)法律行為を行う能力を有していない場合

(2)破産者であって復権を得ない場合

(3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されている場合

(4)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である場合

(5)暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日か

ら5年を経過しない者の統制のもとにある場合

(6)市税を滞納している場合

(7)前各号に掲げるもののほか、市長が応募資格に該当しないと認める場合

4 市長は、広告の内容、デザインが要綱若しくはこの基準に抵触していると判断したときは、申込者に対してその変更を求めることができる。

5 前項の場合、申込者は、市長の求めに応じて、自己の責任及び負担で変更を行うものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申し込みを受け付けたときは、内容を審査した上で掲載の可否を決定し、広報広告掲載決定・否掲載決定通知書(様式第2号)により、申込者に通知する。

2 市長は、広告案を審査した上で必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

3 広告掲載は、原則として先着順とし、申し込みが1号当たりに市が予定している広告枠数を超えた場合は、福津市内に住所を有する広告主を優先する。

4 前項の場合において、なお広告枠数を超える場合は、抽選によるものとする。

5 申込者が複数号の掲載を希望しており、かつ広告掲載を希望する始めの号に掲載ができなかった場合は、掲載を希望している期間内で、市が指定する期日までに新規の申し込みがあったものとみなす。

6 前3項の規定にかかわらず、代理店が取り扱うことができる広告の割合は、1号当たり市が予定している広告枠数の2分の1を超えないものとする。ただし、1号当たり市が予定している広告枠数が「5」以下の場合は、代理店が取り扱うことができる広告の数は「4」を超えないものとする。

(広告掲載内容の承諾、広告原稿の作成等)

第8条 前条により広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告掲載者」という。)は、市長が指定した期限までに掲載しようとする広告原稿の電子データ(以下「広告原稿」という)を作成し、提出しなければならない。

2 広告原稿の作成に係る費用は、広告掲載者が負担するものとする。

(広告内容等の変更)

第9条 広告掲載者は、広告掲載の決定後に、広告のサイズ、掲載内容、広告掲載号等の変更(次項において「広告内容の変更」という。)はできないものとする。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

2 広告掲載者(前項ただし書の規定により正当な理由があると市長が認めた場合に限る。)は、広告内容の変更を行おうとするときは原則、広報発行日の2月前までに、広報広告内容変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の変更届が提出されたときは、内容を確認の上、承認するか否かを決定し、その旨を広告掲載者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告掲載者は、市長が指定した期日までに、広告掲載料を市の発行する納付書により納入するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市長が第9条の規定による承認をした場合は、この限りで

ない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載者の責務)

第12条 広告掲載者は、広告の内容等に関する一切の責任を負わなければならない。

2 広告掲載者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて、権利処理が完了していることを保証しなければならない。

3 広告掲載者は、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載又はその決定を取り消すことができる。

(1)指定する期日までに広告原稿を提出しないとき

(2)指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(3)広告掲載者又は広告内容が不相当と判明したとき

(所管)

第14条 この基準に関する庶務は、総務部人事秘書課が所管する。

(補則)

第15条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和6年4月17日から適用する。

この基準は、令和7年3月7日から適用する。

別表第1(第3条関係)

項目	例示
法令等に違反するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・個別法により表現内容等に禁止事項があり、それに該当するもの 医療法(昭和23年法律第205号)、薬事法(昭和53年法律第145号)、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)等 ・不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)による誇大広告に該当するもの
市の公共性、中立性が損なわれ、及びその品位を損なうもの	<ul style="list-style-type: none"> ・他の者をひぼう、中傷若しくは排斥し、若しくは他の者の名誉若しくは信用を毀損し、若しくは業務を妨害するもの又はこれらのおそれがあるもの ・人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの ・過剰な利潤追求を行うもの(マルチ商法、キャッチ商法) ・貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に掲げる業種に関係するもの ・尋ね人など特定の者を対象としたもの ・興信所及び探偵事務所等の業種に関係するもの ・市が推奨しているように誤解を受けやすいもの
青少年の健全な育成を推進する観点から不適切なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力又は犯罪を肯定し、助長するようなもの ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる業種に関係するもの ・銃砲刀剣類その他危険物に関するもの ・青少年の人体、精神、教育に有害なもの
消費者の被害を防止する観点から不適当なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・誇大な表現や根拠のない表現をするもの ・射幸心を著しくあおる表現をするもの ・各種法令で禁止若しくは定めのない商法、商品又はサービスを提供する事業者に係るもの ・国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの ・国、県、市、その他公共の機関が推奨、保証、指定等をしているように誤解を受けやすいもの
政治的活動又は宗教的活動を目的とするもの	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法(昭和25年法律第100号)に抵触するおそれがあるもの ・政党等の講演会等に関するもの ・主義主張により市、個人、団体を誹謗中傷するもの ・宗教活動に関するもの ・社会問題についての主義主張などの意見広告及び個人の宣伝となるもの

公の秩序又は善良の風俗に反するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・賭博に関するもの ・個人や他企業等を誹謗中傷するもの ・過激な表現又はいかがわしいもの
その他、広告物として掲載することが不相当であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・市が推進している施策に反するもの ・氏名、写真、商標、著作物等を無断で使用したもの ・社会問題を起こしている業種や事業者に係るもの ・責任の所在が不明確なもの ・内容が不明確なもの ・行政指導を受けているにも関わらず改善がなされていない事業者に係るもの ・市の指名停止を受けている事業者に係るもの ・広報紙と酷似している色調及び字体を使用するもの ・読者が市の事業者であると錯誤しやすいもの ・事業者の名称又は商品名及びサービス名称が書かれていないもの適当でないと判断したもの ・市長が適当でないと判断したもの

別表第2(第4条関係)

種類	サイズ	広告掲載料 (税込・1号当たり)	掲載位置
A 広告(白黒)	縦45mm×横85mm	15,000円	「情報広場」内
B 広告(白黒)	縦45mm×横170mm	28,000円	「情報広場」内
※データ形式は Adobe 社 InDesign、Illustrator、Photoshop、PDF のデータ。若しくは JPEG、TIFF の画像ファイル(サイズを合わせたもの)のいずれか			

備考

- 1 1号あたりに掲載する広告の数は、紙面に掲載すべき情報量を考慮して、毎号、人事秘書課長が決定する
- 2 上記料金は、市が直接広告主を公募する場合に適用する金額であって、市が広告代理店に広告主の募集業務を委託する場合には適用しない